

国民年金保険料を納めることが困難なときは 免除・納付猶予制度をご利用ください



平成30年度の国民年金保険料は **月額 16,340円** ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

※所得審査対象者の方で、退職（失業）された方は、失業日の翌々年6月分までは所得状況を除外して審査が行われます。（雇用保険受給資格者証、離職票などの写しが必要です。）

※平成26年4月より、申請時点の2年1か月前の月分まで、免除を申請できるようになりました。

※平成30年3月5日より、公的年金制度の各種届出・申請などに際し、原則マイナンバーを利用していただくこととなっています。

① 免除（全額免除・一部免除）申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除されます。

免除の種類（月々の保険料）	所得基準の目安	老齢基礎年金額
全額免除	$(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35\text{万円} + 22\text{万円}$	1/2が反映
3/4免除（4,090円）	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	5/8が反映
半額免除（8,170円）	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	3/4が反映
1/4免除（12,260円）	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	7/8が反映

② 納付猶予申請

50歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。※平成28年6月までは30歳未満、平成28年7月以降は50歳未満が納付猶予制度の対象となります。

③ 学生納付特例申請

学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

※学生証（コピーでも可）をご提示ください。

◆ 保険料の追納 ◆

保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること（追納）ができます。

※承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

【お問い合わせ・申請先】

市保険年金課年金担当（市役所1階③番窓口）

☎ 32・4120 / FAX 35・0173

Mail : hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

